

それって 新電力！！

Q. 大手電力会社から委託されていると名乗る事業者から「電気料金が安くなる」と契約の切り替えを勧誘する電話がきた。話の流れで検針票のお客様番号や住所を聞かれて答えたが、契約したつもりはない。後日、請求書が届いて契約になっていることがわかった。「解約したい」と伝えると違約金が必要と言われた。
(70代 女性)

A. 電力の小売りが自由化され、契約切り替えに関するトラブルが増えています。事業者が検針票に記載された個人情報を読み出して消費者が気づかない間に契約が切り替わっているなどの相談が寄せられています。電話や訪問時に氏名、住所や顧客番号などを聞かれても、契約する気がなければ教えないように注意してください。契約先の切り替えを検討する場合は契約の内容期間、解除の違約金の有無などの条件をよく確認して下さい。電話や訪問で勧誘を受けて電力やガスの契約の切り替えをした場合契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリングオフができます。ひとりで悩まずご相談ください。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）